刑務A（武道）北海道地域	
刑務A（武道）東北地域	
刑務A（武道）関東甲信越静地域	
刑務A（武道）東海北陸地域	
刑務A（武道）近畿地域	
刑務A（武道）中国地域	
刑務A（武道）四国地域	
刑務A（武道）九州地域	
刑務A（武道）沖縄地域	
刑務B（武道）北海道地域	
刑務B（武道）東北地域	
刑務B（武道）関東甲信越静地域	
刑務B（武道）東海北陸地域	
刑務B（武道）近畿地域	
刑務B（武道）中国地域	
刑務B（武道）九州地域	

(注)　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成25年10月16日（水）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は11⑴①に掲げる。）（以下「人事院事務総局等」という。）における掲示又は人事院事務総局等に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

8　第２次試験

⑴　試験種目

ア　刑務A、刑務A（社会人）、刑務B及び刑務B（社会人）

人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査　（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

イ　刑務A（武道）及び刑務B（武道）

人物試験、身体検査及び身体測定　（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成25年10月24日（木）から10月26日（土）までの間の指定する日

⑶　試験地　次表に掲げる地域試験に対応する第２次試験地の全都市のうち、人事院各地方事務局長又は沖縄事務所長が指定する都市

地域試験	第２次試験地
刑務A北海道地域	札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、ひたちなか市、大田原市、前橋市、川越市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市、名古屋市、金沢市、京都市、堺市、明石市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市、徳島市、高松市、東温市、高知市、福岡市、北九州市、諫早市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市
刑務A東北地域	
刑務A関東甲信越静地域	
刑務A東海北陸地域	
刑務A近畿地域	
刑務A中国地域	
刑務A四国地域	
刑務A九州地域	
刑務A沖縄地域	
刑務A（社会人）北海道地域	
刑務A（社会人）東北地域	
刑務A（社会人）関東甲信越静地域	
刑務A（社会人）東海北陸地域	
刑務A（社会人）近畿地域	
刑務A（社会人）中国地域	
刑務A（社会人）四国地域	
刑務A（社会人）九州地域	
刑務B北海道地域	札幌市、福島市、栃木市、岐阜県羽島郡笠松町、和歌山市、岩国市、高松市、鳥栖市、那覇市
刑務B東北地域	
刑務B関東甲信越静地域	
刑務B東海北陸地域	
刑務B近畿地域	
刑務B中国地域	
刑務B九州地域	
刑務B（社会人）北海道地域	
刑務B（社会人）東北地域	
刑務B（社会人）関東甲信越静地域	
刑務B（社会人）東海北陸地域	
刑務B（社会人）近畿地域	
刑務B（社会人）中国地域	
刑務A（武道）北海道地域	札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、堺市、広島市、高松市、福岡市、南城市
刑務A（武道）東北地域	
刑務A（武道）関東甲信越静地域	
刑務A（武道）東海北陸地域	
刑務A（武道）近畿地域	
刑務A（武道）中国地域	
刑務A（武道）四国地域	
刑務A（武道）九州地域	
刑務A（武道）沖縄地域	
刑務B（武道）北海道地域	札幌市、福島市、栃木市、岐阜県羽島郡笠松町、和歌山市、岩国市、鳥栖市
刑務B（武道）東北地域	
刑務B（武道）関東甲信越静地域	
刑務B（武道）東海北陸地域	
刑務B（武道）近畿地域	
刑務B（武道）中国地域	
刑務B（武道）九州地域	